



令和9（2027）年4月1日施行

認定実務実習指導薬剤師認定制度

実施要領の改訂について

2025年11月21日

一般社団法人薬学教育協議会 認定事務局

# 目次

---

## 1. 改訂の背景と目的

→これまでの経緯、改訂の背景、目的

## 2. 改訂の概要

→変更点(構成、新規認定の要件、更新認定の要件、費用など)

## 3. スケジュール

→改訂までのスケジュール

## 4. まとめ

# 1. 改訂の背景と目的

---

これまでの経緯、改訂の背景、改訂の目的

# 1-1. これまでの経緯・改訂の背景

---

令和4年(2022年)4月

日本薬剤師研修センターから薬学教育協議会へ事業移管



約2年間の運用



認定実務実習指導薬剤師認定制度実施要領改訂

# 1-2. 改訂の目的

## 【寄せられたお声】

- ✓ 新規と更新の記載が混在してわかりにくい
- ✓ 産休・育休などを含み長期休暇を取得すると要件を満たすことが難しい
- ✓ 多様な働き方に対応できていない  
など

## 【改訂の目的】

- ①より分りやすい実施要領へ
- ②現代の働き方に対応した柔軟な制度へ

# 2. 改訂の概要

---

変更点（構成、新規認定の要件、更新認定の要件、費用など）

## 2-1. 改訂の全容 ～施行日～

施行日

**令和9年（2027年）4月1日**

※時限的措置の対象者は、施行日時点で認定を取得している者に限る

**▲最重要▲**

受講および申請した時点で施行されている実施要領が適用

## 2-1. 改訂の全容 ～構成変更～

### 現行

認定実務実習指導薬剤師認定制度実施要領のみ

### 改訂後

- ・認定実務実習指導薬剤師認定制度 創設経緯の概略
- ・認定実務実習指導薬剤師認定制度
- ・認定実務実習指導薬剤師認定制度実施要領

【別紙】認定実務実習指導薬剤師認定制度実施要領細則

【参考資料】認定実務実習指導薬剤師認定委員会規則

新規認定と更新認定の  
記載を明確区分け

# 2-2. 新規認定の要件

---

## 2-2. 新規認定の要件 ～変更点～

### 変更①受講条件の緩和 <<働き方の変容に対応>>

	現行	改訂後	
実務経験	薬剤師実務経験が <u>5年以上</u> あること	「薬剤師実務に従事している」期間が <u>通算5年以上</u> であること	変更
	6年制卒は3年以上で受講可	(削除)	削除
受講する時点での勤務状況	継続して3年以上であること	(削除)	削除
	現に病院又は薬局に勤務している者であること	表現の変更: 受講時点において「薬剤師実務に従事している」者であること	変更

## 2-2. 新規認定の要件 ～変更点～

**変更②年齢制限の新設** <<制度全体の活性化と公平なチャンスの提供>>

	現行	改訂後
年齢制限	なし	【受講・申請】 <b>満65歳未満</b> 【認定 失効】 <b>満70歳到達時</b>

追加

**変更③修了証有効期限の短縮** <<セット受講の推進>>

	現行	改訂後
有効期間	6年間	<b>3年間</b>

変更

## 2-2. 新規認定の要件 ～変更点～

### 変更①受講条件の緩和

#### 【現行】

- ・受講時点において薬剤師実務経験が**5年以上**あること

※6年制の薬学教育を受けて薬剤師となった者は、薬剤師実務経験が3年以上で受講可

- ・受講する時点において継続して3年以上であること
- ・現に病院又は薬局に勤務していること

#### 【改訂後】

- ・受講時点において「**薬剤師実務に従事している**」期間が**通算5年以上**あること。
- ・**現に病院又は薬局に勤務していること**
- ✓「**薬剤師実務に従事している**」期間が**通算5年**以上
- ✓継続3年の要件を削除！
- ✓途中の休暇・離職があってもOK！

## 2-2. 新規認定の要件 ～変更点～

■ケーススタディ■ 2027年7月開催の養成研修に参加し、申請する場合

2019年5月薬剤師免許取得

2019年5月～2023年4月(4年)病院勤務

※フルタイム(週5日40時間)

2023年5月～2025年4月(2年)産休・育休

2025年5月～2026年4月(1年)薬局勤務

※時短勤務(週3日18時間)

2026年5月～2027年6月(1年)病院勤務

※フルタイム(週5日40時間)

2027年7月 受講希望

受講時点での実務経験

通算5年(4年+1年)※継続3年未満

【現行】

× 受講時点で継続3年の要件を満たさない

(継続3年は2029年6月以降見込み)

【改訂後】

○ 通算5年で受講可能！

## 2-2. 新規認定の要件 ～変更点～

### 変更②年齢制限の新設

#### 【養成研修受講時】

新規認定申請時点において満65歳未満であることに留意すること

#### 【新規認定申請時】

満65歳未満であること

#### 【認定後】

認定は満70歳に達した時点で、有効期間が残存している場合であっても、理由の如何にかかわらず失効する

## 2-2. 新規認定の要件 ～変更点～

### 変更②年齢制限の新設

定年による失効後も認定者ととともに、  
実習生の指導に携わっていただけます！！

## 2-2. 新規認定の要件

■ケーススタディ■ ≪改訂版実施要領施行後令和9年(2027年4月1日以降)≫

### ①64歳で申請する場合

→○65歳未満でOK

ただし、70歳到達時点において、  
6年間の有効期間内でも失効

### ②65歳で申請する場合

申請×

→満65歳未満でないためNG

## 2-2. 新規認定の要件 ～変更点～

### 変更③修了証有効期限の短縮

#### 【現行】

6年間

※講習会形式・ワークショップ形式両方

#### 【改訂後】

3年間

※講習会形式・ワークショップ形式両方

#### 【なぜ短縮するのか？】

- ✓ 事業移管後、本協議会で養成研修会も主催可能になった
- ✓ 各地区で講習会とワークショップのセット受講が浸透してきた
- ✓ 講習会とワークショップを短期間で受講できる体制が整備
- ✓ ワークショップの受講待ちが大幅に減少

## 2-2. 新規認定の要件

---

### ■ケーススタディ■ 年齢×受講証有効期限

#### 63歳で養成研修(講習会・ワークショップ)修了

- ・63歳:養成研修修了(修了証有効期限3年)
- ・65歳:修了証無効

## 2-2. 新規認定の要件 ～変更なし～

### 変更なし

#### ▼基本的素養など

#### ▼受講条件

- ・現に病院又は薬局に勤務している者

#### ▼認定申請時の勤務要件

- ・認定申請時点において、直近1年以上継続的に「薬剤師実務に従事していること」

### 表現の変更・追記

#### ▼認定期間

→6年間ただし、満70歳となった時点で失効する。

## 2-2. 新規認定の要件 ～まとめ～

受講条件	現行	改訂後	
実務経験、勤務状況	薬剤師実務経験 5年以上	薬剤師実務従事期間 <b>通算5年以上</b>	変更
	6年制卒は3年以上で受講可	削除	削除
	継続して3年以上	削除	削除
	現に病院又は薬局に勤務	表現の変更	変更
年齢制限	なし	申請時点において <b>満65歳未満</b> であることに留意すること	追加

## 2-2. 新規認定の要件 ～まとめ～

認定要件	現行	改訂後
勤務要件	直近1年以上継続的に薬剤師実務に従事	
年齢制限	なし	【受講・申請】 <b>満65歳未満</b> 【認定 失効】 <b>満70歳到達時</b>
認定期間	6年間	【追記】ただし70歳到達で失効 認定期間の延長はない
修了証	現行	改訂後
有効期間	6年間	<b>3年間</b>

追加

追加

変更

# 2-3. 更新認定の要件

---

## 2-3. 更新認定の要件 ～改訂後～

### 変更①勤務要件緩和 <<働き方の変容に対応>>

	現行	改訂後
指導実績	認定期間中に1例以上(指導実績がない場合は、別途審査)	
勤務状況	現に薬剤師実務に従事	
	認定期間中に3年以上薬剤師実務に従事	
	認定申請の際、 <b>直近1年以上</b> 継続的に薬剤師実務に従事	認定申請の際、 <b>直近6か月以上</b> 継続的に薬剤師実務に従事
更新講習会	認定を受けた日から5年以上経過し受講	

### 改訂の理由

各種休暇の取得など、昨今の働き方に対応するため

## 2-3. 更新認定の要件 ～変更点～

### ■ケーススタディ■ 認定期限1年前まで休暇取得(離職)した場合

#### ▼2027年7月認定期限(2021年7月取得)

2021年7月～2023年6月薬局勤務

※フルタイム(週5日40時間)

2023年7月～2025年6月介護休暇

2025年7月～2026年7月薬局勤務

2026年8月～2026年12月有給消化・離職

2027年1月～2027年6月病院勤務

**2027年7月更新認定申請予定**

- ✓要件1: 認定期間中に通算3年7か月○
- ✓要件2: 直近6か月以上継続○
- ✓要件3: 申請時に勤務中○

#### 【現行】

×直近1年継続していない

#### 【改訂後】

○**直近6か月**継続でOK!

## 2-3. 更新認定の要件 ～変更点～

### 変更②年齢制限の新設

	現行	改訂後
研修受講時	なし	更新認定申請時点において <u>満70歳未満</u> であることに留意すること
認定申請時		<u>満70歳未満</u> であること
認定後		認定は <u>満70歳に達した時点</u> で、有効期間が残存している場合であっても、理由の如何にかかわらず <u>失効</u> する

## 2-3. 更新認定の要件 ～変更点～

### 変更②年齢制限の新設

定年による失効後も認定者とともに、  
実習生の指導に携わっていただけます！！

認定が失効した後も、認定者とともに実習生に指導することは可能！！  
実習生への指導ができなくなるわけではないので、今までの経験をぜひ活かしてください

## 2-3. 更新認定の要件 ～改訂後～

■ケーススタディ■ ≪改訂版実施要領施行後令和9年(2027年4月1日以降)≫

### ①68歳で更新申請

- ・67歳:更新研修受講
- ・68歳:更新申請  
(70歳未満でOK)
- ・68歳:更新認定 (有効期限:6年間)
- ・70歳:6年間の認定期間内で あっても失効

### ②69歳で更新研修受講、70歳で更新申請

- ・69歳:更新研修受講  
修了証取得(有効期限3年)  
→○70歳未満でOK
- ・70歳:更新申請  
→× 満70歳未満でないためNG 修了証も無効に

## 2-3. 更新認定の要件 ～変更点～

### 変更③年齢制限の新設に伴う時限的措置

#### 【対象者】

改訂時点[令和9年(2027年)4月1日]で既に認定を受けている認定実務実習指導薬剤師

#### 【措置の内容】

満70歳に達しても、当該認定の認定期間が満了するまでは資格を維持できる  
ただし、本実施要領の規定により、次回の更新は認められない

#### ▲注意▲

改訂時点[令和9年(2027年)4月1日]において更新認定申請猶予期間中の場合は対象外  
∴認定期限後は、認定が失効しているため

## 2-3. 更新認定の要件 ～変更点～

### 時限的措置の適用基準

施行時点での認定期限	～2027年3月31日まで	2027年4月1日以降
時限的措置	適用なし	適用あり
備考	施行時点で猶予期間中の場合は、適用なし	年齢によって、次の更新は不可

## 2-3. 更新認定の要件 ～変更点～

### ■ケーススタディ1■ 時限的措置が適用される場合

#### ①2025年8月更新認定時67歳

2025年8月 更新認定(67歳)

2027年4月 改訂施行(68歳)

2029年9月 認定期間中に70歳到達

→時限的措置適用

2031年7月 認定期間満了(更新不可)

#### ②2026年9月更新認定時70歳

2026年9月 更新認定(70歳)

2027年4月 改訂施行(71歳)

→すでに70歳を超えているが、時限的措置適用  
※施行時点において、認定を受けているため

2032年8月 認定期間満了(更新不可)

## 2-3. 更新認定の要件 ～変更点～

### ■ケーススタディ2 ■時限的措置が適用されない場合

#### ③2026年5月認定期限時69歳

2026年5月認定期限(69歳)

～事情により更新未申請～

2027年4月改訂施行(70歳)

→猶予期間中のため、時限的措置適用なし

#### ④2027年5月認定期限時70歳

施行時点で認定有効なので、時限的措置が適用されたあとに

2027年5月更新認定取得希望(70歳)

→×満70歳未満でないため申請不可

## 2-3. 更新認定の要件 ～変更点～

---

### 表現の変更・追記

#### ▼認定期間

→6年間ただし、満70歳となった時点で失効する。

## 2-3. 更新認定の要件 ～変更点～

### 変更なし

#### ▼猶予期間

→認定期限までに更新申請できなかった場合、認定期間終了後2年間は申請を猶予  
ただし、猶予期間中は認定無効

【注意】以下の場合には猶予期間内でも更新不可

- ✓ 指導実績要件を満たしていない
- ✓ 認定期間中の通算勤務3年を満たしていない
- ✓ 満70歳に達している

## 2-4. 新規・更新共通の変更点

### 1. 費用の改訂 (消費税: 10%)

#### 【新規認定】審査料

5,500円(税込)

本体5,000円 + 消費税500円



9,350円(税込)

本体8,500円 + 消費税850円

#### 【更新認定】審査料



7,150円(税込)

本体6,500円 + 消費税650円

#### 【認定証再発行】費用



1,870円(税込)

本体1,700円 + 消費税170円

2,200円(税込)

本体2,000円 + 消費税200円

※費用に関する注意事項、条件は変更なし

## 2-4. 新規・更新共通の変更点

### 2. 認定取消しの明確化

1. 薬剤師の資格を失った者
2. 厚生労働省が公表する「**薬剤師に対する行政処分について**」の被処分者
3. 提出書類において、偽造、変造その他の不正な行為のあった者
4. 薬剤師として著しく不適切な行為のあった者

### 3. 過去に取消しを受けた者の再申請

過去に本認定の取消しを受けた者が新規申請をした際には、認定委員会が別途厳正に審査し、認定の可否を決定する

## 2-4. 新規・更新共通の変更点

---

### 4. 取消しの公表方法

**【現行】**

取消した旨及び取消対象者の氏名を公表

**【改訂後】**

認定番号を公表

# 3. スケジュール

---

改訂までのスケジュール

## 3. スケジュール

施行日

**令和9年（2027年）4月1日**

※時限的措置の対象者は、施行日時点で認定を取得している者に限る

**▲最重要▲**

受講および申請した時点で施行されている実施要領が適用

# 3. スケジュール

## 時限的措置の適用

施行時点での認定期限	~2027年3月31日まで	2027年4月1日以降
時限的措置	適用なし	適用あり
備考	施行時点で猶予期間中の場合は、適用なし	年齢によって、次の更新は不可

## 3. スケジュール ～施行までの流れ(予定)～

**2026年3月以降**

- ・実施要領改訂の告知(薬学教育協議会HP、認定者へのメール配信)
- ・改訂説明会動画公開

**2027年3月**

実施要領改訂に伴うシステム改修および認定申請受付一時停止

**2027年4月1日**

改訂版認定実務実習指導薬剤師制度実施要領施行

**▲注意▲**

受講および申請した時点で施行されている実施要領が適用

# 3. スケジュール

■ケーススタディ■ 受講後、申請の前までに改訂が行われる場合

時期	2024年5月	2026年9月	2027年5月
アクション	養成講習会受講	ワークショップ受講	新規認定申請
適用	改訂前実施要領		改訂版実施要領

▲ 注意 ▲ 受講および申請した時点で施行されている実施要領が適用されます

# 4. まとめ

---

# 4-1. まとめ ～新規認定の変更点～

	現行	改訂後	
受講条件	薬剤師実務経験が <u>5年以上</u> あること	「薬剤師実務に従事している」期間が <u>通算5年以上</u> であること	変更
	6年制卒は実務経験 <u>3年以上</u> で受講可	(削除)	削除
	継続して3年以上であること	(削除)	削除
	現に病院又は薬局に勤務している者であること	表現の変更: 受講時点において「薬剤師実務に従事している」者であること	変更

# 4-1. まとめ ～新規認定の変更点～

	現行	改訂後
年齢制限	なし	【受講・申請】満65歳未満 【認定 失効】満70歳到達時
有効期間	6年間	3年間
審査料	5,500円(税込)	9,350円(税込)

追加

変更

変更

## 4-2. まとめ ～更新認定の変更点～

	現行	改訂後	
勤務状況	認定申請の際、 <b>直近1年以上</b> 継続的に薬剤師実務に従事	認定申請の際、 <b>直近6か月以上</b> 継続的に薬剤師実務に従事	変更
年齢	なし	<b>更新認定申請時点</b> において <b>満70歳未満</b> であることに留意すること	追加
		<b>満70歳未満</b> であること	
		認定は <b>満70歳に達した時点</b> で、有効期間が残存している場合であっても、理由の如何にかかわらず <b>失効</b> する	
		<b>時限的措置</b>	
審査料	5,500円(税込)	7,150円(税込)	変更

## 4-3. まとめ ～新規・更新共通～

---

### その他の変更

- ✓ 実施要領の構成を全面的に見直し
- ✓ 新規と更新を明確に区分
- ✓ 用語を「修了証」に統一
- ✓ 認定取消し規定の明確化
- ✓ 認定証再発行費用: 1,870円→2,200円

ご清聴ありがとうございました